

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制） 寄附金募集趣意書

我が国は、平成 20 年をピークとして人口減少局面に入り、また、高齢化、東京一極集中が急速に進展していることから、国は人口減少を克服し社会全体の活力を維持するため、地方創生の取り組みを一層進めています。

こうした中、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを創出するため、平成 28 年度税制改正において、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」が創設されました。

さらに、本税制は令和元年度に大幅な見直しが実施され、国が認定する地方創生に関する事業に対し、企業様が寄附を行うと、最大で寄附額の最大約 9 割相当額が法人関係税で軽減されることになりました。

岡山市では、「未来へ躍動する 桃太郎のまち岡山」を基本目標に掲げ、持続的な発展を目指して本市の地方創生に全力で取り組んでおり、その一環として内閣総理大臣の認定を受けた本税制対象事業を平成 29 年度から実施しております。

つきましては、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」対象事業へのご寄附を通じて本市の地方創生に参画いただける企業様を募集いたしますので、格別のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 4 月

岡山市長 大森 雅夫

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附手続き等について

1 寄附のお申し出方法

「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附申出書」に必要事項をご記入いただき
下記担当者までお送りください。

<送付先・お問合せ先>

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1-1

岡山市役所 政策局 政策部 政策企画課

担当 藤田

直通 086-803-1043

Mail seisakukikaku@city.okayama.lg.jp

2 寄附のお支払い方法及び時期

お支払い方法は以下の2通りございますので、ご希望の方法をお教えてください。

ア 岡山市からお送りした納付書にてお支払い（手数料はかかりません）

<ご利用いただける金融機関等>

○全国の金融機関等

（ただし、岡山市内に店舗を有する銀行、信託銀行、金庫、組合、農業協同組合に限ります。）

○ゆうちょ銀行・郵便局（ただし、中国地方5県内に限ります。）

イ 岡山市指定口座へのお振り込み（手数料がかかります）

<振込先>

金融機関名 : 中国銀行 岡山市役所出張所

口座種別 : 普通預金

番号 : 2512397

名義 : 岡山市会計管理者（オカヤマシカイケイカンリシャ）

3 受領証の発行について

ご寄附のお支払いが確認でき次第、受領証を郵送いたします。この受領証は、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附金であることを明記しております。来年度の租税申告時に、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の寄附を行った旨を証するものとして必要になりますので、保管の程よろしく願いいたします。

4 税制上の優遇措置について

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）にご寄附をいただきますと、税額控除（6割）と損金算入による軽減効果（約3割）により、最大約9割の優遇措置が講じられます。

ア 法人住民税

寄附額の4割を控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

イ 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、寄附額の4割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

ウ 法人事業税

寄附額の2割を控除（法人事業税額の20%が上限）

5 ご寄附いただいた企業様の公表について

ご寄附いただいた企業様の企業名、バナーを本市公式ホームページ内の企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）専用サイトにて掲載させていただきます。

また、上記ホームページのほか事業の市の広報媒体や案内用チラシなど可能な限り様々な媒体を通じて企業名を掲載させていただきます。（匿名をご希望の場合はお知らせください。）